

(2) 普及の方法

- ① 社会教育を通じての普及
- ② 広報媒体等による普及
- ③ 防災訓練における普及

3 防災知識の普及の時期

普及の内容により、もっとも効果のある時期を選んで、適宜防災知識の普及を行うものとする。

4 防災相談

町及び防災関係機関は、一般町民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、町民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

第2節 自主防災組織育成計画

1 目的及び地域住民の自主防災組織については、第1部第1章第6節自主防災組織整備計画によるものとする。

2 事業所の自衛消防組織等

法令により自衛消防組織等の設置を義務づけられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

第3節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

1 総合防災訓練

可能な限り防災関係機関や地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて訓練を実施するものとし、町単独実施が困難な場合は、近隣の町と合同で訓練を実施するなど、極力定期的に実施するものとする。

2 個別防災訓練

町及び各防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

- (1) 参集（非常召集）訓練
- (2) 災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達（通信）訓練
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難（誘導）訓練
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) その他必要な訓練

3 住民等の訓練

大規模地震発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待するところが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、町及び消防・防災関係機関は、これらの防災組織訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

4 訓練の時期・場所等

(1) 訓練の時期

最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。

(2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

(3) 住民参加を求める場合の留意事項

実地訓練に住民参加を求める場合は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等災害弱者に十分な配慮を行うものとする。

(4) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるものとする。

第4節 防災業務施設整備計画

この計画は、災害発生の未然防止及び被害の拡大防止のための水防、消防及び救助に必要な施設、各種機材器具等の整備又は推進並びに防災業務施設の被害の予防を図るものである。

1 庁舎施設整備計画

町庁舎については、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

2 格納庫等消防施設整備計画

消防施設についても、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、消防機械の格納庫や防火水槽等における耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、施設の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

第5節 火災予防計画

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により、広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼し、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることから、火災予防の徹底に努める。

1 出火防止、初期消火

(1) 一般家庭に対する指導

地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に低減するので、広報活動及び各種会合を通じて、一般家庭の防火意識の高揚を図る。

(2) 防災物品の普及指導

防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるので、その普及を図る。

(3) 消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図るものとする。

(4) 民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止、消火訓練、通報訓練を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた婦人防火クラブ、幼少年消防クラブ等の民間防火組織の育成を行ない、地域ぐるみの防火安全体制の確立を図るものとする。

2 消防活動が困難である地域の解消に資する道路整備

家屋密集地等で道路の幅員が狭いために消防活動が困難な地域の道路を確保するために、幅員6m以上の消防活動に支障のない道路の整備計画を検討する。

3 消防力の強化

地震時における消火栓等の使用不能に備えて、家屋密集地、避難地周辺等計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

第6節 公共施設等災害予防計画

1 道路・橋梁

道路及び橋梁は、震災時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施するうえで重要な機能を有している。このことから、防災拠点間の道路網となる重要な役割を持つ道路及び橋梁については、特に重点的に補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

2 下水道

下水道は、し尿・家庭雑配水を処理浄化することにより生活環境を改善し、また、河川等の公用水域の水質保全を図るとともに、雨水の排除による浸水の防除や資源の有効利用をするなどその役割は多方面にわたっている。町においては、これから下水道を整備していくが、大規模な地震に対しても十分対応できるような施設を検討する。

3 社会福祉施設

福祉サービスの安全性を確保するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画の整備を推進し、防災組織体制の確立を図る。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用により、施設における耐震性その他の安全性の確保を図る。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行う。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施する。

4 学校施設

大規模地震発生時における児童生徒数及び教職員の安全を図るため、次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施する。

(2) 設備、備品等の安全管理

テレビ、ロッカー、書棚、下駄箱、実験実習機器等の転落落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

第7節 原子力災害予防計画

1 計画の背景

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。

このことから、九州内に所在する原子力発電所で万一、同様の事故が発生した場合、その規模や気象条件等によっては熊本県内へ影響を及ぼす可能性があるとして、熊本県において原子力対策計画が策定された。

これらの状況を踏まえ、和水町においても原子力対策に関する計画の策定検討を行うとともに、今後の国や県の計画の内容や見直しの状況を注視しつつ、住民の安全で安心して生活できる環境を整える。また、原子力発電所事故が発生した場合には、町外から多くの避難者を受け入れる必要があるため、避難受入れ体制についても充実を図る。

2 予防計画

町は、原子力事故に伴う災害対応が迅速かつ確に実施できるよう、情報の収集・連絡体制の整備、住民避難体制や健康相談体制の確立、住民への知識の普及・啓発、防護資材の確保、訓練の実施等により、防災体制を活用した原子力事故対応を行うものとする。

第8節 給水確保計画

1 町による応急給水施設の確保

町は、緊急時に応急給水用として、配水池や江田川水辺公園内にある給水施設にて確保するものとし、平時より整備保存に努めるものとする。

2 水道施設の耐震化

1の給水施設も含めて、緊急時に応急給水用の水が確保できるよう整備を進める。

3 災害時応急体制の整備

応急給水及び応急復旧に必要な資器材の備蓄を行なうとともに、その調達を迅速かつ円滑に行なえるよう体制を整備する。

4 住民による飲料水の確保

2～3日分の飲料水の備蓄や給水施設、受水槽の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

第9節 避難収容計画

1 避難場所、避難路の整備及び選定

(1) 避難場所

① 避難場所の整備計画

大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する避難場所（学校・公園等）の整備計画を検討するものとする。

② 地震発生時に使用可能な避難場所の選定

町民の生命、身体の安全を確保するため、次の基準により避難場所を選定し、整備しておくものとする。また、避難場所については、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

ア 地震、火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、学校等が適切であること。

イ 周囲から火災が迫ってきた場合でも避難場所内の住民の安全を確保するため、ある程度

以上の広さの空き地を有すること。

ウ 要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置するものであること。

エ 大規模な崖崩れ及び浸水の危険のないところ若しくは付近に多量の危険物等が蓄積されていないところであること。

オ 地区分けをする場合には、行政区単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

(2) 緊急輸送道路及び避難路

① 緊急輸送道路（輸送重要道路）

町内の県道16号（玉名山鹿）線、九州縦貫自動車道、県道6号（玉名立花）線、国道443号線、県道194号（和仁菊水）線、県道195号（和仁山鹿）線、県道3号（大牟田植木）線、県道4号（玉名八女）線、県道315号（竈門菰田山鹿）線とする。

② 避難路

町内の国道、県道及び町道を基本とし、状況に応じて避難路を選定、整備するものとする。

また、県と連携して避難路の機能確保と併せ、災害時の避難所及びその他の防災拠点（物資輸送拠点、情報発信拠点等）の役割を担う道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

2 避難指示等

大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼するなど住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行うものとする。

3 災害弱者の事前把握

(1) 要援護者

① 在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した災害弱者に係る情報の整理等を行うことにより、災害弱者の所在や介護体制の有無等の事前把握に努めるものとする。

② 大規模地震発生時における的確かつ迅速な救護活動を行うため、災害弱者に対する緊急通報装置の給付の促進等緊急通報システムの整備を図るものとする。

③ 民生委員を中心として、近隣住民、自主防災組織等との連携により、災害弱者安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるものとする。

4 避難誘導の事前措置

(1) 避難場所等の周知徹底

大規模地震発生時に的確な避難行動ができるように、平素から次の事項について住民への周知徹底を図るものとする。

① 避難所の名称及び場所

② 避難所への経路

③ 避難指示の伝達方法

④ 避難後の心構え

(2) 管理者対策

病院、工場、事業所等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、町、消防署、警察等と綿密な連絡をとり、災害に対処する体制を常に確立しておくものとする。

5 応急仮設住宅建設予定場所の選定

周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮して、民有地も含めた応急

仮設住宅予定地の確保を行っておくものとする。

第10節 医療保健計画

大規模な地震災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、被害地域内で十分な医療が提供されない恐れがある。このため、平時から医療保健体制の充実を図るものとする。

1 医療施設の安全性の確保

医療施設に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じて指導、助言を行うものとする。

- (1) 医療施設における耐震性その他安全性を確保すること。
- (2) 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (3) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。

2 災害時における医療救護体制の整備

- (1) 行政区域ごとの救護体制の整備を図るものとする。
- (2) すべての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアルの作成に努めるものとする。

3 防疫体制の整備

(1) 講習会、研修会等の実施

防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研修会等を実施することにより、災害時の防疫体制の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。

また、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周到な防疫計画を立てておくものとする。

第11節 災害ボランティア計画

大規模地震発生時には、国内、国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるので、関係機関は相互に協力し、ボランティアの受入れ体制を整備する必要がある。

1 専門ボランティアの受入体制

専門知識、技能を有する専門ボランティアについては、各活動担当班が中心となって対応することとなるので、あらかじめその把握に努めるとともに、災害時の受入体制の整備を図るものとする。

2 一般ボランティアの受入体制

炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等の一般労務の提供を行う一般ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ社会福祉協議会、日赤等と連携して、リーダー養成等ボランティアの受入体制を整備するものとする。

3 情報の提供

災害発生時に被災地のどの分野にどのようなニーズがあるかについて情報がないと、効果的な活動が困難であると考えられる。このため、ボランティアに対する情報収集提供窓口等の整備に努めるものとする。また、県内の各種ボランティア団体等のネットワーク化を進め、災害時における協力体制の整備を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1 災害対策本部等の設置基準

本町の地域に大規模な地震が発生し又は発生する恐れがある場合には、応急対策活動を強力に推進する中心的な組織として、災害対策基本法第23条に基づき災害対策本部を設置するものとする。

和水町災害対策本部の組織及び編成等は、和水町災害対策本部条例の定めるところによるが、地震災害に関する災害対策本部の設置基準については、次のとおりとする。

(1) 和水町災害対策本部

- ① 町内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- ② 災害が発生し又は発生する恐れがあり、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とする場合
- ③ 前記②のほか、激甚災害で、とくに応急対策を実施する必要がある場合

(2) 和水町現地災害対策本部

被災地が災害対策本部から遠隔地の場合、災害対策本部との通信連絡に円滑を欠く場合その他必要に応じて、主要被災地に設置する。

2 熊本県現地災害対策本部との連携

和水町災害対策本部は、県が現地災害対策本部を設置したときは、県の当該現地災害対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

第2節 職員配置計画

災害が発生し又は発生する恐れがある場合における職員の配置体制、動員方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。

1 指揮系統

大規模地震が発生した場合、町長の指揮のもとに次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

(1) 命令系統

- ① 大規模地震が発生した場合、町長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。(自動設置)
- ② 町長に事故があった場合は、副町長、総務課長、総合支所長の順位で指揮を執るものとする。

(2) 連絡系統

- ① 町内で震度4以上の地震が発生した場合、総務課長は直ちに町長に連絡を行い、必要な指示を受けるものとする。
また、震度4未満でも被害が甚大な場合は、この系統に準ずる。
- ② 指揮系統に属する者は、在勤公署を離れる場合は常に携帯電話を所持するよう努めるものとする。
- ③ 電話回線途絶により連絡不能な場合、総務課長は、無線、使者の派遣により町長に連絡するものとする。

2 組織の確立

地震による災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 職員の配置

① 地震が予知され、これに関する情報が発表された場合

総務課長は、必要に応じ関係課長を召集し、情報を検討のうえ職員を配置し、情報の収集等に当たらせるものとする。

② 災害対策本部の設置等

震度4の地震が発生した場合は、課長等全員及び関係職員が対応するものとし、直ちに町長の指示により、災害対策本部の設置を検討するものとする。

また、勤務時間外に震度4の地震を確認した場合、課長等全員、総務・建設課職員及び避難所運営班職員は直ちに登庁し、他の職員は自宅待機するものとする。

なお、震度5弱以上の地震を確認した場合は、全職員は直ちに登庁するものとする。ただし、道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へ、その旨連絡するとともに、最寄りの指定された避難場所へ出向き、応急活動に従事するものとする。

③ 待機場所

上記①～②の配置体制における職員の待機は、配属の課等において行うものとする。

④ 災害対策本部の設置場所

次の順位により確保するものとする。

- 1 町役場庁舎 2 町役場三加和総合支所庁舎 3 町中央公民館
- 4 町三加和公民館 5 町体育館 6 スカイドーム2000

(2) 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、本部員は、本部会議の決定に基づき、所属課員を指揮して応急対策に万全を期するものとする。

第3節 応援要請計画

大地震による災害が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、災害対策に万全を期するものとする。

1 関係機関との相互連絡

町は、次の関係機関と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速かつ適切な推進に努めるものとする。

(1) 県との関係

町は、県に災害対策本部が設置されたときは、常に密接な連絡を保ち、県の施策に適合するよう十分調整を図るものとする。

(2) 防災会議構成機関

町は、和和水町防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これら機関と相互に協力して災害対策に万全を期するものとする。

2 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請については、第1部第3章第3節自衛隊災害派遣要請計画によるものとする。

3 緊急消防援助隊出動要請

緊急消防援助隊の出動要請については、第1部第3章第4節緊急消防援助隊出動要請計画によるものとする。

4 応援要請

(1) 町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村に対し、応援を要請するものとする。

(2) 県への応援又は応援幹旋の要請

町は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援の幹旋を要請するものとする。

5 応援の受入れに関する措置

本節の定めるところにより、他の機関に対して応援の要請を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の幹旋等応援の受入体制の整備に努めるものとする。

第4節 地震情報伝達計画

地震情報伝達計画については、第1部第3章第5節気象予警報等伝達計画によるものとする。

第5節 災害情報収集・伝達計画

大規模地震発生時における各種地震情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

1 実施責任者

町長は、管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行なうものとする。なお、県への報告に当たっては、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

また、町長が県に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行なうものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

2 被害報告取扱責任者

情報の一元的処理及び情報の迅速かつ的確な処理ができるよう、あらかじめ被害報告取扱責任者（総務課1名）を定めておくものとする。

3 被害等の調査・報告

町は、防災行政無線の活用及び自治会や消防団等からの情報をもとに、管内の被害情報の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうち①～⑤の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領（第1部第3章第6節情報収集及び被害報告取扱計画参照）に基づいて行なうこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

- ① 人的被害
- ② 火災の発生状況（炎上箇所、延焼状況）
- ③ 家屋等の倒壊（住宅、ブロック塀等の倒壊状況）
- ④ 住民の行動・避難状況
- ⑤ 津波、土砂災害の発生状況
- ⑥ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間

⑦ 医療救護関係情報

⑧ その他必要な被害情報

4 防災関係機関等の協力関係

被害情報の迅速かつ的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、町及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、相互に緊密に連携協力して、相互に被害に関する情報交換を行なうものとする。

5 情報の伝達系統

被害情報等の伝達系統は、第1部第3章第6節情報収集及び被害報告取扱計画に定めるとおりである。

6 災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに、県（県玉名地域振興局経由）に対して文書で災害確定報告を行なうものとする。

第6節 広報計画

災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

1 実施機関

町長は、災害対策基本法第50条及び第51条に規定されている災害応急対策責任者として、広報活動に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の通報及び交換を行なうよう努めるものとする。

3 情報等収集活動

原則として本章第5節災害情報収集・伝達計画によるものとする。

4 町における広報活動

(1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

① 災害対策本部の設置

② 災害の概況（被害の規模・状況等）

③ 町及び防災関係機関の防災体制並びに応急措置に関する事項

④ 避難指示【避難場所・避難路の指示】及び避難時の留意事項

⑤ 電気、水道等供給の状況

⑥ 防疫に関する事項

⑦ 火災状況

⑧ 医療救護所の開設状況

⑨ 給食・給水実施状況

⑩ 道路・河川等の公共施設被害

⑪ 道路交通等に関する事項

⑫ 一般的な住民生活に関する情報

⑬ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項

⑭ 二次災害を含む被害の防止に関する事項

⑮ その他必要な事項

(2) 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じ次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

- ① 防災行政無線による広報
- ② 広報車等による広報
- ③ 消防団による広報
- ④ 報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報
- ⑤ 広報紙、チラシ、ポスター等
- ⑥ 避難場所での広報
- ⑦ 自主防災組織等による広報
- ⑧ その他状況に応じ効果的な方法

第7節 避難収容対策計画

1 避難指示の内容及びその周知

(1) 避難指示の内容

町長等の避難指示を実施する者は、次の内容を明示して行なうものとする。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項

(2) 周知の方法

町長等の避難指示を実施する者は、次のうち適当な方法によって住民に対する周知を図るものとする。

- ① 防災行政無線による周知
- ② 関係者から直接の口頭及び拡声器等による周知
- ③ サイレン及び警鐘による周知
- ④ 広報車等による周知
- ⑤ 自主防災組織、自治会等への電話等による伝達周知
- ⑥ 報道機関を通じての周知
- ⑦ 緊急速報（エリア）メールによる周知
- ⑧ 安全安心メールによる周知

2 警戒区域の設定

町長若しくはその委任を受けた町の職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じるものとする。（災害対策基本法第63条）

町長からの要求等により、警察官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を町長に通知するものとする。

3 避難誘導

町長等の避難指示を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力

を得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、外国人等の災害弱者の避難に配慮するものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- (2) 危険な地点には標示や縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- (3) 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、外国人等の災害弱者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

4 避難所の開設及び運営

(1) 避難所予定施設の安全性の確認

町は、避難所予定施設の安全性を確認したうえで、避難所を開設するものとする。安全性確認の結果、災害の様相が深刻で、町内では避難所を開設することができない場合には、関係市町村と協議し、関係の近隣市町村に収容を委託し、あるいは近隣市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を開設するものとする。

(2) 避難所開設の住民の周知

避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所を周知させるものとする。

(3) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者（原則として町職員）を定めるものとする。

(4) 避難所開設の県への報告及び野外収容施設（バラックテント等）の設置

町が避難所を開設したときには、直ちに避難所開設の状況を県に報告するものとする。避難所は、既存建物を応急的に整備して使用するのが普通であるが、これらの適当な施設を得難いときは、野外に仮設物等を設置し、又は天幕を借り上げて野外収容施設を設置するものとする。

5 災害時要援護者への配慮

(1) 災害時要援護者に係る対策

① 安否確認、救助活動

在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、災害時要援護者の安否確認、救助活動を実施するものとする。なお、消防機関等は、救助に当たって、災害弱者の救助に配慮するものとする。

② 状況調査及び情報の提供

民生委員、ホームヘルパー等の協力を得てチームを編成し、在宅及び避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供するものとする。

③ 福祉・保健巡回サービス

民生委員、ホームヘルパー、保健師等により、住宅、避難所等で生活する災害時要援護者に対して、巡回による福祉・保健サービスを実施するものとする。

(2) 外国人に係る対策

① 安否確認、救助活動

町は、警察、自主防災組織及び自治会等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行うものとする。

② 情報の提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため外国人に配慮した継続的な情報の提供を行なうものとする。避難所にあつては、食料配布場所等の情報を外国語で表記する等の配慮を行うものとする。

6 避難予定場所

避難予定場所については、第1部第3章第9節避難計画によるものとする。

第8節 水防計画

地震により、堤防の亀裂、陥没及び沈下並びに水門、樋門等の施設の被害が考えられる。特に、堤防の背後地が低い地域は、地震による直接被害の後、洪水や高潮（満潮）により、溢水・浸水等の二次災害が発生する恐れがあるため、これらに対する情報の収集、通報、警報等の水防体制が必要となる。

このような地震時における水防体制についても、第1部第3章第7節水防計画に基づいて対応するものとする。

第9節 救出計画

1 実施責任者

(1) 救出は原則として、町、消防機関及び警察が協力して実施するものとする。

(2) 災害対策基本法及びその他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は町長等に協力するものとする。

2 救出対象者

救出対象者は、概ね次の状態にある者をいう。

(1) 大規模地震及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある者

(2) 大規模地震による行方不明者で生存していると推定される者、又は生命があるかどうか不明の者

3 救出の方法

(1) 町、消防職員・団員による救出

①町は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。

②救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資器材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。

③町による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めものとする。

(2) 自主防災組織（行政区）による救出

自主防災組織（行政区）にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行うとともに、町、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

第10節 医療救護計画

1 実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、町長が行なうものとする。
- (2) 町限りで処理できないときは、隣接市町村、県その他の関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2 救護活動

(1) 初期救護医療の確保

初期救急医療においては、医療に従事する者による自律的な活動が必要であることから、町立病院を中心として、自らの判断に基づき速やかに救急医療への対応を図るものとする。

(2) 医療救護所の設置

町は、被災状況等を勘察し、あらかじめ計画した場所又は適時適切な場所に救護所を設置し、運営するものとする。

第11節 食糧供給計画

大規模地震発生時に、罹災者及び災害応急従事者等に供給する食糧の確保と炊き出し、その他食料の供給は、次の要領により実施するものとする。

1 実施機関

罹災者及び災害応急従事者等に対する食糧の供給は、町が実施する。町のみでは、実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 災害救助法が発動された場合の米穀の調達・供給

町長は、交通、通信の途絶により、災害救助用米穀の引き取りに関する知事の指示を受けることができず、早急に引き渡しを受ける必要がある場合は、政府所有米穀を保管する倉庫責任者（玉名農業協同組合長）に対して直接引渡しを要請するものとする。

3 炊き出しの実施及び食糧の配分

(1) 炊き出しの実施

町は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、自ら又は委託して炊き出しを行なうものとする。

町は、多大な被害を受けたことにより、町において炊き出しによる食糧の供給の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請するものとする。

(2) 食糧の配分

被災住民への食糧の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 各避難所等における食糧の受け入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- ② 住民への事前周知等による公平な配分

第12節 給水確保対策計画

1 実施体制

飲料水供給の実施は、町が行うものとする。町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県及び国その他関係機関の応援を求めて飲料水の供給を実施するものとする。

2 水道施設の被害状況把握

町は、簡易水道施設の被害状況等についての情報収集を行うものとする。

3 応急給水及び応急復旧

地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとする。なお、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資器材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

4 被害者への情報伝達

被災者に対し、防災行政無線放送、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコン通信ネットワークの活用により、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての的確な情報提供を行うものとする。

第13節 保健衛生計画

1 防疫対策

町は、災害防災実施要領（昭和40年5月10日衛発第302号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知）により策定された防疫計画に基づき、避難所が臨時に多数の避難者を収容するため衛生状態が悪化し、伝染病の発生の原因になる可能性があることから、簡易トイレ等の消毒を重点的に強化し、防疫員の指導のもとに防疫活動を実施するものとする。

また、施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成する等、その協力を得て防疫に努めるものとする。

第14節 災害ボランティア活動計画

大規模地震発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、県、町及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、県及び町は、被災者の生活救護のためボランティアの協力を得ることにより応急対策の推進を図るものとする。

1 実施体制の確立

大規模地震発生後、直ちに社会福祉協議会に受入窓口を設置し、一般ボランティアの受入体制の確保を図るものとする。この場合、受入窓口の活動内容としては、概ね次のとおりとする。

- (1) 町からの情報に基づき必要とするボランティア業務の把握
- (2) ボランティア活動の決定及びボランティア業務の割り振り
- (3) ボランティア活動用資器材の確保
- (4) ボランティアの受付
- (5) ボランティア連絡会議の開催
- (6) 市町村との連絡調整
- (7) その他ボランティア活動について必要な活動

2 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害情報、安否情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、清掃、救援物資の仕分け及び配布）
- (3) 在宅者の支援（高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供）
- (4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、輸送）
- (5) その他被災者の生活支援に必要な活動

3 情報提供

町は、ボランティア活動の円滑な推進に資するため、災害対策本部の中にボランティアに対する情報提供の窓口を設置し、必要なボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等の情報を提供するものとする。

4 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行なえるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等支援に努めるものとする。

第15節 廃棄物処理計画

1 計画の方針

地震災害発生による廃棄物処理を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、詳細については、和水町災害廃棄物処理基本計画によるものとする。

2 被害状況調査、把握

- (1) 町は、速やかに被害状況を把握するため、調査区域、調査対象施設、設備、調査者等を明確にした調査体制を整備するものとする。
- (2) 町は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、熊本県有明保健所に報告する体制を整備するものとする。

3 ごみ処理計画

- (1) 町は、地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、ごみ処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、ごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行うものとする。
- (3) 町は、地区住民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求めるものとする。
- (4) 町は、防疫上食物の残り等腐敗性のごみを優先的に収集運搬するものとする。
- (5) 損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼け残りについては、原則として被災者自ら町の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合には、町が収集処理を行なうものとする。
- (6) 災害時には大量の廃棄物排出が予想され、処理場への大量搬入は、交通の確保の困難性や処理能力の問題等が考えられるため、町は、必要により環境保全上支障のない場所での暫定的な積み置き場所を確保するものとする。

4 し尿処理計画

- (1) 町は、地域別に被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行うものとする。
- (3) 町は、震災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設トイレを設ける等適正管理の対策を講じるものとする。

5 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 町は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え、予備資材の確保に努めるものとする。
- (2) 町は、震災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行うものとする。また、廃棄物の処理、処分に影響を及ぼす場合は、近隣市町村等の応援依頼等により効率的な処理を確保するものとする。
- (3) 町は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは、県に応援要請を行うものとする。

6 廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 町は、震災時の廃棄物の排出量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努めるものとする。

第 16 節 行方不明者等捜索及び収容埋葬計画

行方不明者等や死亡者の死体を放置することは、人道上から許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも、関係機関・団体と密接な連絡をとり、早急に行方不明者等の捜索及び死体埋葬活動を実施する必要がある。

1 実施機関

行方不明者等の捜索及び埋葬等は、町長が警察、消防機関の協力を得て行うものとする。本町だけでは十分な対応ができない場合、近隣市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

2 死体の収容

町は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物等）に死体の収容所を開設し、死体を収容するものとする。

なお、死者数及び行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等の納棺用品を確保するものとする。

3 死体の火葬

町は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

- (1) 火葬場の被災状況の把握
- (2) 死亡者数の把握
- (3) 火葬相談窓口の設置
- (4) 死体安置所の確保
- (5) 火葬場へのアクセス道路の確保
- (6) 死体搬送体制の確保
- (7) 棺、ドライアイス、骨壺の調達
- (8) 火葬用燃料の確保

第 17 節 救援物資要請・受入・配分計画

各方面から被災者によせられる救援物資について、确实、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

1 不足物資の把握

町は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して、本町のみで対応できない状況にあれば、県に対して救援物資の支援要請を行なうものとする。

2 受入体制

(1) 町は、防災計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資の拠点集積場所として、あらかじめ選定しておくものとする。

(2) 町は、拠点集積場所に物資の集積を行う場合には、当該集積場所ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。

また、不足物資の応援要請を行った場合、民間団体等から大量の物資が送付されてくることが予想されるため、その受け入れ体制を整備し、配分調達、仕分け及び搬送のための人員の確保を図るものとする。

第 18 節 大規模災害に伴う罹災証明書の発行について

1 罹災証明書の定義

罹災証明書は、災害にあわれた町民に対して、災害救助の観点から被災者生活支援金の支給、住宅の応急修理、義捐金の配分等の支援措置適用の判断材料として住家被害の必須の証明事項である。（災害対策基本法第 90 条の 2 第 1 項）

また、災害対策基本法第 2 条第 1 号に定義される災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいい、通常の降雨による雨漏りなどは含まない。

2 認定基準

被害の認定は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成 25 年 6 月内閣府 防災担当）によるものとする。

3 罹災状況の程度

罹災の状況は、「全壊・流出」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」で判定する。

また、罹災状況の検証については、家屋のみとする。家財、門、塀は検証しない。

4 罹災証明書の交付

町は、住民等から交付申請があった場合は、遅延なく交付しなければならない。

5 罹災証明書の様式

罹災証明書の様式は、別に定める。

第 19 節 被災者台帳の作成及び安否情報の提供について

1 被災者台帳の作成・利用

①被災者台帳の作成

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、災害対策基本法第 90 条の 3 に基づく以下の被災者情報を記録した台帳を作成する。

- | | | | |
|------------------------------|-----------|-----|---------|
| ・氏名 | ・生年月日 | ・性別 | ・住所又は居所 |
| ・住家の被害その他町長が定める種類の被害状況 | ・援護の実施の状況 | | |
| ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 | | | |
| ・その他（連絡先、世帯構成等、同法施行規則に定める事項） | | | |

②被災者台帳の利用

町長は、次のいずれかに該当すると認められるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する。（災害対策基本法第 90 条の 4）

- | |
|--|
| ・本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき |
| ・町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき |
| ・他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき |

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、同法施行規則に基づいて、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う

2 安否情報の提供

町長は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第 86 条の 15 に基づいて回答する。

町は、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された町民等の安否情報を確認する。

第 4 章 災害復旧計画

災害復旧計画については、第 1 部第 4 章災害復旧計画によるものとする。